

## 市第 99 号議案 横浜市事務分掌条例及び 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

27 年 4 月に組織・機構改革（局再編成）を実施するため、本市の局編成を定めている「横浜市事務分掌条例」及び「横浜市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正します。

### 【提案理由】

「市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正」

### 1 これまでの検討経過

時 期	内 容
～26 年 4 月	課題解決に向けた検討テーマの選定
26 年 5 月	政策・総務・財政委員会において検討テーマ等を報告
～26 年 9 月	各プロジェクトによる検討
26 年 9 月	政策・総務・財政委員会において方向性の中間報告
～26 年 12 月	各プロジェクトによる検討
本日	平成 27 年度の組織・機構改革案の報告

### 2 組織・機構改革の概要

#### (1) 条例改正が必要なもの

##### ア 国際局の新設

本市の国際関連事業の総合調整・相互連携を強力に推進し、積極的な自治体外交を展開するため、政策局国際政策室と共創推進室国際技術協力課を統合し、新局を設置します。

##### イ 医療部門の再編成

市内医療機関とのネットワーク等の構築を図り、本市の医療政策を一体的かつ強力に推進するため、健康福祉局医療政策室と病院経営局を再編成し、医療局及び医療局病院経営本部を設置します。

##### ウ 男女共同参画施策の移管

「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」の実現を目指し、男女共同参画施策を市民局から政策局に移管します。

#### (2) その他

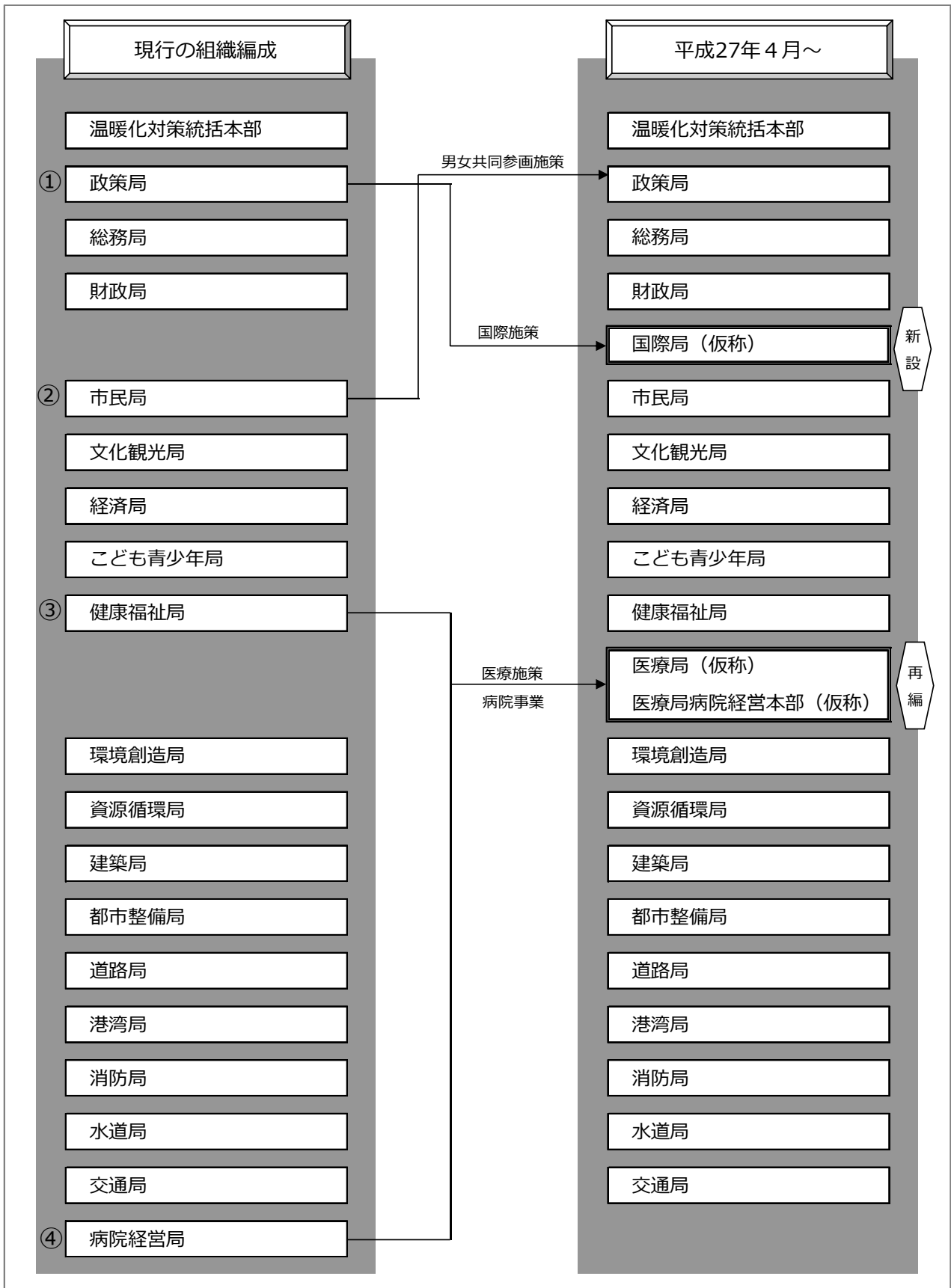
##### ア 行政改革・ICT施策推進体制の強化

本市の行政改革・ICT施策の推進を図るため、CIOをトップとした組織体制を拡充します。

##### イ スポーツ振興体制の強化

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたスポーツ振興の推進や、各局施策との連絡・調整を円滑に行うため、大規模スポーツイベント部門の体制を拡充します。

### 3 27年度局再編成 実施検討図



※ 行政委員会等は記載を省略しています。

#### 4 組織・機構改革（局再編成）に伴う条例規定の新旧対照表（関係部分のみ抜粋）

##### (1) 国際局の新設

現 行	改 正 案
<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>（統括本部及び局の事務分掌）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>政策局</p> <p>(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p>	<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>（統括本部及び局の事務分掌）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>政策局</p> <p>(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p> <p><u>国際局</u></p> <p><u>(1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>

(2) 医療部門の再編成

現 行	改 正 案
<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>(統括本部及び局の事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項</p>	<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>(統括本部及び局の事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項</p> <p><u>医療局</u></p> <p><u>(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(総合的な医療政策の一体的な推進)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌条例第1条に規定する医療局及び第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の設置等に関する条例第3条第1項に規定する医療局病院経営本部は、本市における総合的な医療政策を一体的に推進するものとする。</u></p>
<p>横浜市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「病院事業管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>病院経営局</u>を置く。</p>	<p>横浜市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「病院事業管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>医療局病院経営本部</u>を置く。</p> <p>2 <u>病院事業管理者の名称は、病院経営本部長とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(総合的な医療政策の一体的な推進)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌条例第1条に規定する医療局及び第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の設置等に関する条例第3条第1項に規定する医療局病院経営本部は、本市における総合的な医療政策を一体的に推進するものとする。</u></p>

### (3) 男女共同参画施策の移管

現 行	改 正 案
<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>(統括本部及び局の事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>政策局</p> <p>(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p> <p>市民局</p> <p>(1) 市民活動及び区政に関する事項</p> <p>(2) 広報、広聴、スポーツ及び<u>人権・男女共同参画</u>に関する事項</p>	<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>(統括本部及び局の事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>政策局</p> <p>(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p> <p>市民局</p> <p>(1) 市民活動及び区政に関する事項</p> <p>(2) 広報、広聴、スポーツ及び<u>人権</u>に関する事項</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>

## 5 その他

「横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴い、局名称が変更となる次の条例について、あわせて改正します。

条例名	制定年月日
横浜市一般職職員の分限に関する条例	昭和27年3月5日 条例第8号
横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	昭和26年12月1日 条例第63号
横浜市職員定数条例	昭和28年4月1日 条例第13号
横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正	昭和31年12月25日 条例第48号
横浜市退職手当条例	昭和24年8月3日 条例第40号
職務に専念する義務の特例に関する条例	昭和26年3月31日 条例第16号

## 6 プロジェクトによる検討結果

### 国際局（仮称）の検討結果

#### **(1)現状の課題・背景**

##### ①国際政策・自治体外交の総合的推進

あらゆる施策において国際的視点を持ち、広い視野、多角的な視点で戦略的、総合的な施策や自治体外交の展開が必要

##### ②多文化共生、グローバル人材育成の推進

一層のグローバル化の進展が見込まれる中、多文化共生の地域づくりや国際社会で活躍できるグローバル人材の育成が必要

##### ③国際協力、市内企業の海外インフラビジネス支援

本市の環境に配慮した都市づくりのノウハウを活用し、市内企業との連携により新興国の都市課題解決に取り組み、新興国の持続可能な成長や市内企業のビジネス機会を拡大することが重要

#### **(2)再編成の考え方**

##### ①国際局（仮称）の理念

本市の国際関連事業の総合調整・相互連携を強力に推進し、積極的に自治体外交を展開

##### ②名称案の考え方

- ・「国際」分野における政策の推進を図るという趣旨を明確に示す名称とする
- ・市民にとってわかりやすく、親しみやすい、シンプルな局名とする

##### ③主要な機能と方向性

- ・国際分野における政策立案機能と総合調整機能を高め、横断的・総合的に庁内を調整するとともに、事業を強力にリードし、政策・自治体外交を展開
- ・アジア、アフリカなど地域別体制を再構築することにより、相手都市との緊密な関係をつくるとともに、各区局を横断的につなぎ、本市の総合力を発揮
- ・YOKE等の関係機関との連携強化などにより、国際交流や多文化共生の推進、職員の国際人材育成の推進、グローバル人材のサポートによる市民活動の支援等を実施
- ・25年の実績を持つシティネットの継承・発展やY-P O R Tの拡大強化、J I C A等の国際機関との連携強化により、国際技術協力支援、市内中小企業支援などの円滑、効果的な推進を支援

# 国際局

大分類(部相当)

中分類(課相当)

国  
際  
局

副局長（兼務ポスト）

## 政策総務・国際事業の部門

- ・ 総合調整、戦略・中期計画、多文化共生
- ・ 自治体外交、海外事務所
- ・ 総務、人事

## 【地域別担当】

## 【総務・総合調整担当】

総務、総合調整、戦略・中期計画、国際人材育成、多文化共生 等

## 【アジア大洋州担当】

アジア大洋州地域における国際事業、国際儀礼、海外事務所、視察対応などの総括

## 【欧州米州担当】

欧州米州地域における国際事業、国際儀礼、海外事務所、視察対応などの総括

## 【アフリカ中東担当】

アフリカ中東地域における国際事業、国際儀礼、視察対応などの総括

## 国際協力の部門

- ・ 国際技術協力、国際機関支援、都市間協力、市内企業の海外インフラビジネス支援

シティネット、Y-PORT、国際機関支援 等

# 医療局（仮称）、医療局病院経営本部（仮称）の

## 検討結果

### **(1)現状の課題・背景**

#### ①総合的な調整機能の強化

・県が策定する医療計画をベースにしながら、市内の医療機関を、市の医療政策へと誘導する総合的な調整機能を高めることが必要

#### ②病院経営局との連携強化

・病院経営局は、地方公営企業法の規定の全部を適用し、独立採算制により病院を経営  
・一方で、公立病院として、市の医療政策の先駆的・先導的役割を果たすことが必要

#### ③市立大学との連携強化

・市立大学は、市内で唯一の医学部を擁する大学であり、独立した法人格を持って、自立的に運営  
・一方で高度先進医療・人材育成等の分野においては、市立大学と医療政策部門の連携が必要

#### ④医療イノベーション分野の連携強化

・横浜経済の成長・発展のために、医療分野の成長促進が必要  
・医療産業誘致にあたっては、企業誘致のみならず医療にも精通している必要があり、企業誘致部門等と医療政策部門の連携が必要

### **(2)再編成の考え方**

#### ①医療局（仮称）の理念

超高齢社会に対応できる医療体制を整え、市民に最適な医療を提供

#### ②名称案の考え方

「医療」分野における政策の推進を図るという趣旨を明確に示すとともに（医療局）、病院事業において総合的な医療政策を医療局とともに一体的に推進することを示す名称とする（医療局病院経営本部）

#### ③主要な機能と方向性

・市内の医療機関に対する総合的な調整機能を高めるため、医療政策部門を強化し、2025年問題に対応できる医療体制を構築  
・医療政策部門と病院事業部門（市立3病院）との連携を強化し、政策医療の展開や現場課題への対応を速やかに実施  
・医療分野での市立大学との連携を強化し、先端医療を臨床活用につなげるための橋渡しを強力に推進  
・産業誘致部門等との庁内連携を強化し、横浜経済の成長・展開のために医療分野の成長を促進

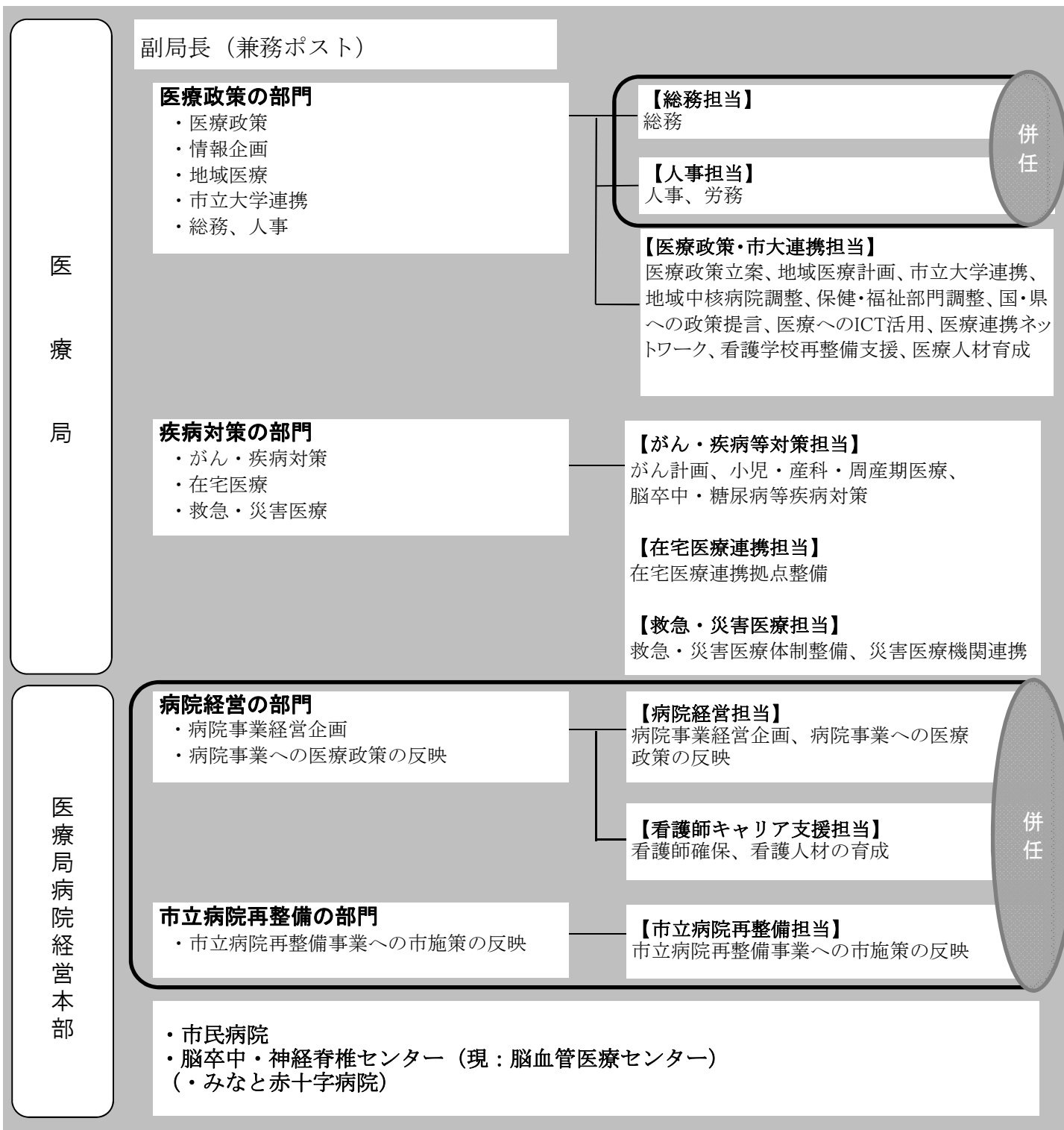


# 医療局

(医療局・医療局病院経営本部)

大分類(部相当)

中分類(課相当)



# 男女共同参画施策の検討結果

## (1)現状の課題・背景

### ①男女共同参画施策にかかる統括機能・調整機能の強化

男女共同参画施策の事業(女性の就業や起業等の社会進出、市民・企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発・推進、DV防止など)については、市民局、経済局、こども青少年局等の関係各局が情報共有・連携しながら積極的に事業を進めているが、今後、より強力に進めるため統括・調整機能を強化する必要がある。

### ②国の女性活躍促進に向けた動きの加速化への対応

女性の活躍推進のためのプラットフォームづくり、法案整備、各省庁の予算の増など国の女性活躍促進の取組が急加速している。このような状況の中、“日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市”の実現を掲げる本市としては、先陣を切って進めていくことが求められている。

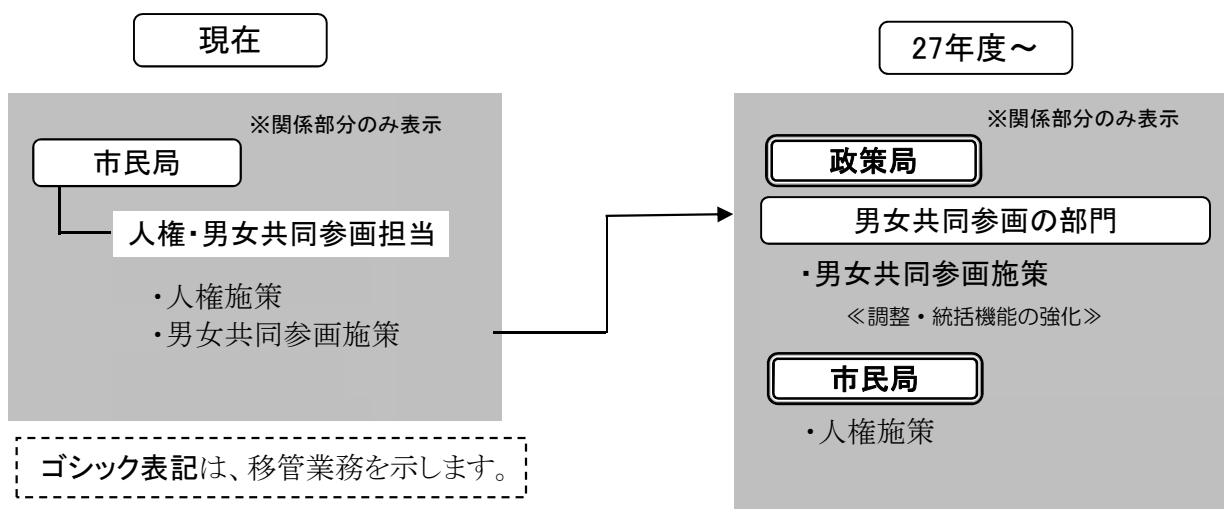
### ③「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」の実現に向けた全庁的な方向性の共有

市の新たな中期4か年計画(原案)の施策1に「女性が働きやすく、活躍できるまち」が掲げられ、26年度においても、市民局、経済局を中心に女性施策の新規事業を立ち上げているところであり、全庁的な取組方針や取組促進、達成目標についての共通認識の一層の強化が必要である。

## (2)組織・機構改革の考え方

「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」の実現を目指し、男女共同参画施策を全庁的に推進するため、政策局へ移管します。

### 【図表】男女共同参画施策移管



## ICT施策の検討結果

### (1)現状の課題・背景

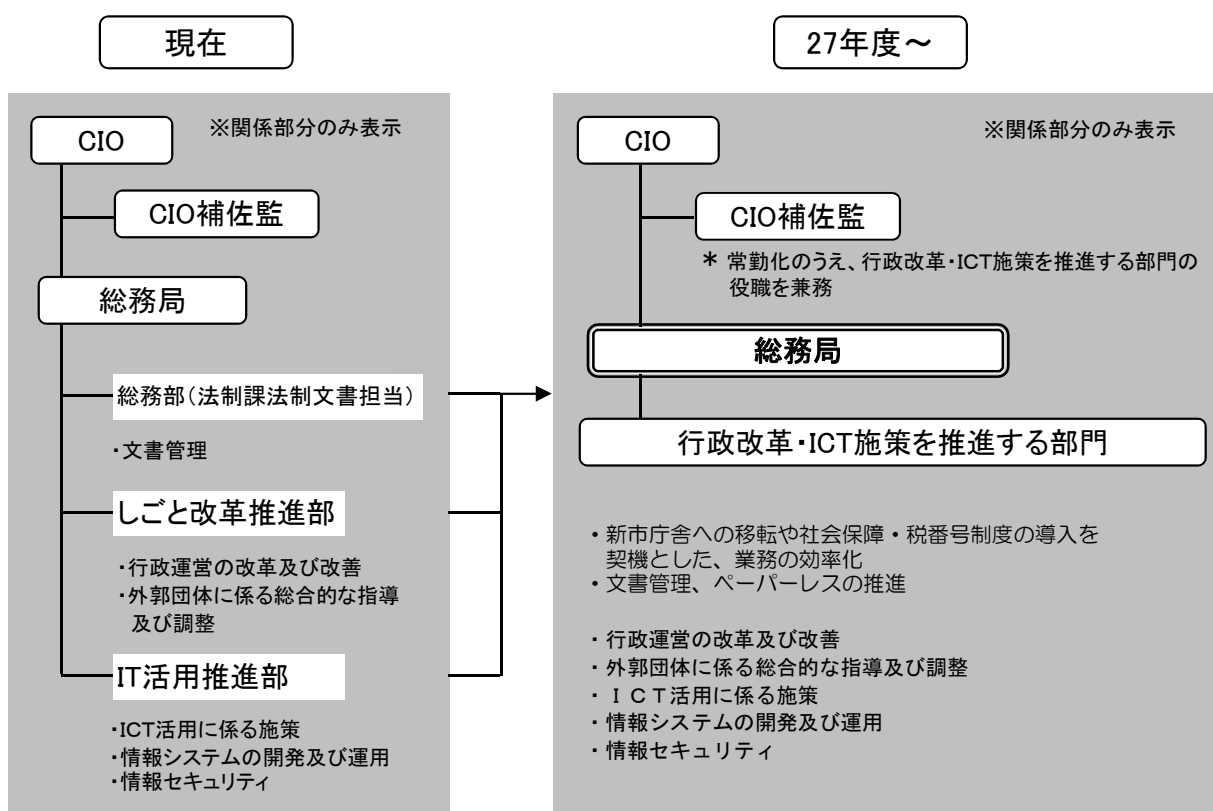
- ①主体的なICT投資の実現
- ②内部管理事務の効率化の推進
- ③情報セキュリティ対応力の向上
- ④効率的で安定した情報システムの運用・管理の確保
- ⑤社会保障・税番号制度の円滑な導入と市民サービス向上、業務効率化の検討

### (2)組織・機構改革の考え方

中期4か年計画行政運営分野の各取組を強力に牽引し、社会保障・税番号制度導入や新市庁舎への移転を契機とした、ICTを活用した市民サービスの向上や行政事務の一層の効率化を実現するため、行政改革推進部門とIT活用推進部門、文書担当を統合し、行政改革・ICT施策を全庁的に推進する部門を新たに設置します。

また、ICT施策を統括する職としてCIO及びCIO補佐監を規則設置することで、役割や位置づけを明確化するとともに、これまで非常勤であったCIO補佐監を常勤化します。

**【図表】行政改革・ICT施策推進体制強化**



ゴシック表記は、移管業務を示します。

# スポーツ施策の検討結果

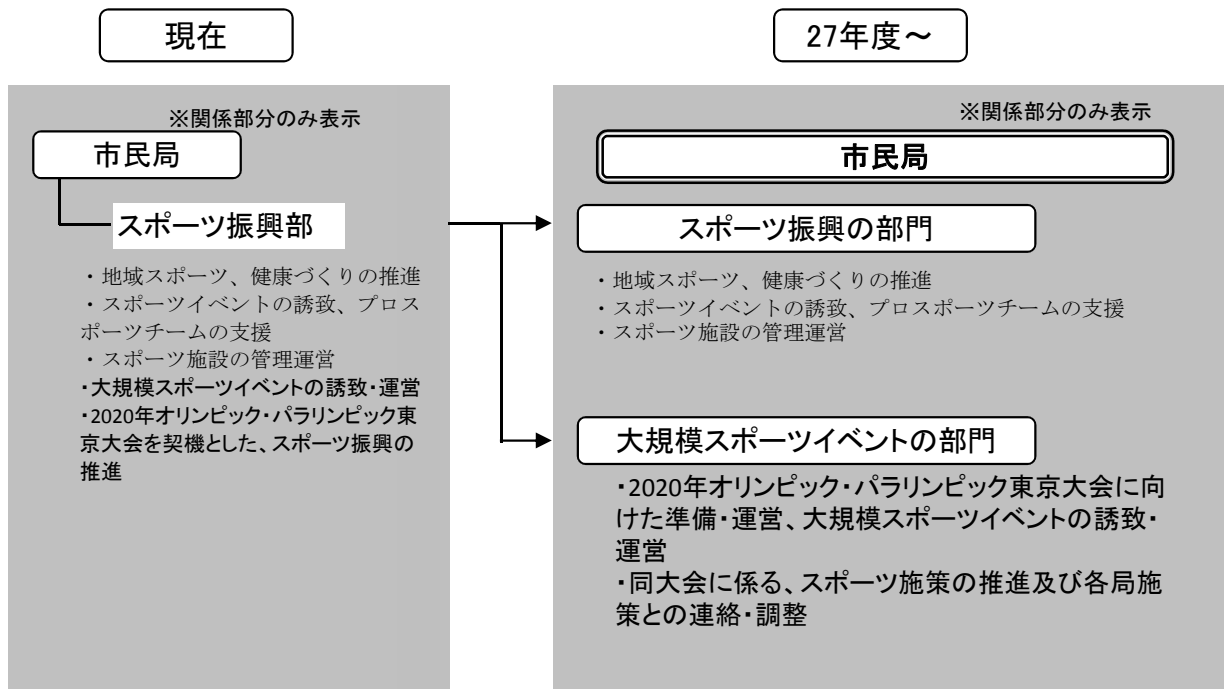
## (1)現状の課題・背景

- ①2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたスポーツ振興
- ②スポーツ文化の定着
- ③大規模スポーツイベント実施体制の拡充

## (2)組織・機構改革の考え方

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたスポーツ振興の推進や、各局施策との連絡・調整を円滑に行うため、大規模スポーツイベント部門の体制を拡充します。

【図表】スポーツ施策再編成



ゴシック表記は、移管業務を示します。